



短期人間ドック助成制度 定期的に健康チェック

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

国民健康保険では、加入している皆さんの健康維持のため、短期人間ドックにかかる費用を助成する制度があります。

病気は放っておくほど回復に時間がかかり治療費もかさみます。生活習慣病などは、ほとんど自覚症状がないまま進行し、気がついたときには取り返しがつかない場合もあります。病気になる前に予防をすることが最高の治療法かつ医療費の節約法なのです。

■補助額

人間ドックの検査費用額の70%
(ただしオプション検査分を含め、5万円を限度とします)

■利用条件

・年齢が満35歳以上満75歳未満の方

・前回実施(助成を利用した場合)後、1年以上経過している方

・納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯の方

・国民健康保険に加入後、1年以上経過している方

・平成26年度芝山町特定健診を受けていない方

※脳ドックは、利用後2年以上経過している方に限ります。

■利用方法

人間ドック予約後、受診日までに町民税務課国保年金係に申請してください。

※必要なもの 保険証、印鑑

宝くじの収益金は 身近なまちづくり役に役立っています

町民税務課 財政係 ☎77-39002

町では、(公財)千葉県市町村振興協会から「サマー・オートムジャンボ宝くじ」収益金の分配を受けています。平成26年度は、外国語指導助手派遣による国際化推進事業および「新春寄席」などの

芸術・文化振興事業の財源の一部に活用しました。宝くじ収益金には都道府県別の販売実績額などによって配分されるので、購入する方はぜひ千葉県内の宝くじ売り場でご購入ください。



国民年金の保険料 お得な割引料金があります

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

平成27年度の国民年金保険料は、1カ月15,590円です。なお、まとめて前払いすると、割引が適用されるのでお得です。

■1年分を毎月納付する場合

15,590円×12月
＝187,080円

■割引制度

・現金払いで1年分を前納

↓年間3,320円割引

・現金払いで6カ月分を前納

↓年間760円割引

・毎月納付(早割)

通常の口座振替「翌月末引落し」

から「当月末引落し」へ変更

↓年間600円割引

保険料の納付方法

■口座振替(1番お得な納付方法)

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。口座振替の手続きは、年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

■クレジットカード納付

クレジットカードにより定期的に納付する方法です。申し込み手続きは、郵送、年金事務所受付けています。

■金融機関、郵便局、コンビニなどでの納付

日本年金機構から送付される納付書を使って、各窓口で納付する方法です。お住まいの市区町村に関係なく、全国どこの窓口でも納付できます。

※平成27年度の保険料納付書は4月上旬に郵送され、1年および6カ月前納の納付書も同封されています。任意の月から前納する場合は専用の納付書が必要になりますので、ねんきんダイヤルまでお問い合わせください。

お問い合わせは

ねんきんダイヤル
☎0570-005-1165





狂犬病予防注射 飼い主の大切な義務です

◎まちづくり課都市環境係 ☎77-39908

犬の飼い主は、飼い犬に狂犬病予防接種を「毎年1回接種させること」が法律で義務付けられています。日程表で会場と時間を確認の上、必ず接種してください。

新規登録と注射をする場合

- 受付 各会場
 - 料金 1頭6,500円
 - 必要書類 問診票
- 問診票はまちづくり課都市環境係で配布しています。

登録済みで注射のみの場合

- 受付 各会場
- 料金 1頭3,500円
- 必要書類 通知はがき（4月下旬に送付予定）

新規登録のみの場合

- 受付 まちづくり課都市環境係
- 料金 1頭3,000円

○当日、会場には必要事項を記入した問診票または通知はがきを必ず持参してください。
○犬が暴れたり、引きずられたりしないよう、ご注意ください。
○登録している犬が亡くなっている場合は、ご連絡ください。

狂犬病予防集合注射日程（5月14日・15日）

日程	場 所	時 間
14日(木)	高谷共同利用施設	午前9時～9時30分
	大台北集会所	午前9時50分～10時20分
	加茂公民館	午前10時40分～11時10分
	農協牧野出荷所	午後1時～1時40分
	福祉センター「やすらぎの里」	午後2時～3時
15日(金)	菱田共同利用施設	午前9時～9時40分
	川津場・三和公民館	午前10時10分～10時40分
	はにわ台団地管理事務所	午前11時10分～11時45分
	役場車庫前	午後1時30分～3時



固定資産税 今年度は評価替え年度です

◎町民税務課課税係 ☎77-3915

平成27年度は、3年に1度の評価替えの年度です。3年間の価格変動を反映させた、適正で均衡のとれた固定資産の評価額に見直します。

固定資産税は、「適正な時価」を基に、課税標準額を算出して課税されます。このため、本来であれば、毎年度評価替えを行い、適正な時価を基に課税し、税負担の公平を図るべきところですが、膨大な量の土地や家屋の評価を毎年度見直すのは実務的に不可能であること、課税事務の簡素化を図ることなどから、3年ごとに評価額の見直しを行っています。

なお、平成25・26年度は評価替え年度ではなかったため、土地と家屋の評価は、地目の変換や家屋の増改築などの特別の事情がある場合を除いて、原則として前回の評価替え年度である平成24年度を基準とした評価額に据え置かれていました。

ただし、地価の下落があり、価格を据え置くことが適正でない場合は、評価替え年度でなくても価格を修正しています。

■土地の評価のしくみ
土地の評価は、総務大臣が定め

る「固定資産（土地）評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法で行います。地目は9種類に区分され、評価上の地目は、登記簿上の地目に関わらず、その年の1月1日（賦課期日）現在の土地の現況で認定を行います。宅地の場合は、町内の土地利用状況の似た区域にグループ分けし、区域内の標準的な宅地の鑑定評価などを基に評価額が決まります。

・評価基準の地目

宅地・田・畑・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野・雑種地

■家屋の評価のしくみ

平成26年1月1日までに建築された家屋の評価は、平成24年度の評価基準で算出した再建築価格（同一の場所に同一家屋を新築する場合に必要とされる費用）に、3年間の物価変動を反映した再建築費評価点補正率（基準年度ごとの設定）と経年減点補正率（築年数による減価率）による補正が行われ、評価額が決まります。